

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配分R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		代表理事組合		新井利明		(住所又は所在地)		備考	
		(丙)	(乙)	(名称)	(名称)	多野東部森林組合	藤岡市長	新井雅博	群馬県藤岡市藤岡3117番地の1	群馬県藤岡市中栗須327番地			
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施 権の初期	経営管理実 施権の終期 (B)	経営管理実 施権の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法
1	藤岡市譚原瀬白井	454-1	127	158	山林	0.39	スギ	71	2026.3.13	15年 (2040.12.9)	別添1の①参照	別添2の①参照	集R7-1
2				159			スギ・ヒノキ	54					
3	藤岡市譚原瀬白井	454-2	127	159	山林	0.04	スギ・ヒノキ	54					
4	藤岡市譚原瀬白井	454-3	127	159	山林	0.02	スギ・ヒノキ	54					
5	藤岡市譚原根際	686乙	127	157	山林	0.05	スギ	73					
6	藤岡市譚原根際	686甲	127	157	山林	0.01	スギ	73					
7	藤岡市譚原根際	883	127	6	山林	0.09	スギ	81					
8	藤岡市譚原根際	892	127	32-2	山林	0.10	スギ	55					
9	藤岡市譚原瀬白井	456	127	163	山林	0.10	ヒノキ	54					
10	藤岡市譚原瀬白井	464	127	162-2	山林	0.02	ヒノキ	48					

経営管理実施権配分計画

1. 個別事項

整理番号	配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(氏名又は名称)		代表理事組合長 新井 利 明		(住所又は所在地)		備考				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	経営管理実施権を設定する市町村 (甲)	多野東部森林組合 (名称)	藤岡市長 新井 雅 博	群馬県藤岡市栗須327番地 (所在地)	群馬県藤岡市栗須327番地	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)					
									経営管理実 施権の初期 (B)	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (C)	経営管理実 施権の内容 (D)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
11	藤岡市議原根際	803	127	119	保安林	0.01	スギ	77						
12	藤岡市議原根際	922-2	127	29	山林	0.07	スギ	76			別添1の②参照	別添2の②参照		集R7-2
13	藤岡市議原柴原	1202	128	206	山林	0.38	スギ	66						
14	藤岡市議原瀬白井	457	127	162-1	山林	0.15	スギ・ヒ ノキ	96	2026.3.13	15年 (2040.12.9)				
15				163			ヒノキ	54						
16	藤岡市議原瀬白井	458	127	162-1	山林	0.16	スギ・ヒ ノキ	96			別添1の③参照	別添2の③参照		集R7-3
17	藤岡市議原瀬白井	460	127	162-2	畑	0.03	ヒノキ	48						
18	藤岡市議原瀬白井	462	127	162-2	畑	0.01	ヒノキ	48						
19	藤岡市議原瀬白井	466	127	162-2	畑	0.07	スギ	59						

群馬県藤岡市議原瀬白井

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配分R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		代表理事組合長		新井 利 明		(住所又は所在地)				
		(丙)	(乙)	多野東部森林組合	藤岡市長	新井 雅 博	群馬県藤岡市藤岡3117番地の1	群馬県藤岡市中栗須327番地						
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施 権の始期	経営管理実 施権の期間 (終期)	経営管理実施 権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
20	藤岡市譚原根際	797	127	120	山林	0.02	スギ	94	2026.3.13	15年 (2040.12.9)	別添1の③参照	別添2の③参照	集R7-3	
21				127-1			広葉樹・ スギ	48						
22				127-2			広葉樹・ スギ	48						
23	藤岡市譚原根際	798	127	120	山林	0.01	スギ	94	2026.3.13	15年 (2040.12.9)	別添1の③参照	別添2の③参照	集R7-3	
24				127-1			スギ	48						
25	藤岡市譚原根際	799	127	127-1	山林	0.02	スギ	48						
26	藤岡市譚原柴原	1159	128	192	山林	0.10	スギ	84						
27	藤岡市譚原柴原	1160	128	192	山林	0.04	スギ	84						
28	藤岡市譚原柴原	1161	128	192	山林	0.05	スギ	84						

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		代表理事組合		新井雅博		新井利明		(住所又は所在地)		備考	
		(丙)	(乙)	多野東部森林組合	藤岡市長	新井雅博	新井利明	群馬県藤岡市藤岡3117番地の1	(所在地)	群馬県藤岡市中栗須327番地					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期		経営管理実施権の存続期間(終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	
29	藤岡市譚原根際	688	127	148	山林	0.32	スギ	72				別添1の④参照	別添2の④参照		集R7-4
30	藤岡市譚原根際	689	127	148	山林	0.05	スギ	72				別添1の④参照	別添2の④参照		
31	藤岡市譚原柴原	1188	128	175	山林	0.68	スギ	81				別添1の④参照	別添2の④参照		
32	藤岡市譚原根際	888	127	34	山林	0.06	スギ	76				別添1の④参照	別添2の④参照		
33	藤岡市譚原根際	891	127	32-1	山林	0.15	スギ	55	2026.3.13	15年 (2040.12.9)		別添1の⑤参照	別添2の⑤参照		集R7-5
34	藤岡市譚原根際	878乙	127	7	山林	0.00	スギ	64				別添1の⑤参照	別添2の⑤参照		
35	藤岡市譚原根際	882	127	7	山林	0.08	スギ	64				別添1の⑥参照	別添2の⑥参照		
36	藤岡市譚原根際	887	127	41	山林	0.04	スギ	86				別添1の⑥参照	別添2の⑥参照		集R7-6
37	藤岡市譚原根際	946	127	2	山林	0.11	ヒノキ	50				別添1の⑥参照	別添2の⑥参照		

※ 藤岡市譚原根際878乙の面積は0.0082haです。

群馬県譚原根際配分計画

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		代表理事組合長		新井 利 明		(住所又は所在地)		備考
		(丙)	(乙)	多野東部森林組合	藤岡市長	新井 雅 博	群馬県藤岡市中栗須3117番地の1	群馬県藤岡市中栗須327番地				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の開始 時期(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて 行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法
38	藤岡市議原根際	884	127	36	山林	0.04	スギ	74	別添1の⑦参照	別添2の⑦参照	集R7-7	
39				37				83				
40	藤岡市議原根際	885	127	35	山林	0.05	スギ	76	別添1の⑧参照	別添2の⑧参照	集R7-8	
41				37				83				
42	藤岡市議原根際	941	127	7	山林	0.01	スギ	64	15年 (2040.12.9)	別添1の⑨参照	別添2の⑨参照	
43				37				83				
44	藤岡市議原根際	889	127	34	山林	0.16	スギ	76	別添1の⑩参照	別添2の⑩参照	集R7-9	
45				37				83				
46	藤岡市議原根際	890	127	33	原野	0.05	スギ	84	別添1の⑩参照	別添2の⑩参照	集R7-9	
47				34				76				

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	経営管理実施権の設定を受ける者		経営管理実施権の設定を受ける市町村		経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		経営管理実施権の始期		経営管理実施権の存続期間 (終期)		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考																
	(氏名又は名称)	(丙)	(名称)	(乙)	面積 ha	地目	小班	林班	地番	所在					現況樹種	現況林齢														
配R7-1	多野東部森林組合	代表理事組合長 新井 利明	藤岡市長	新井 雅博	0.26	山林	8	127	940	藤岡市議原根際	スギ	86	別添2の⑨参照	別添2の⑩参照	集R7-9															
											0.03	山林				190	128	1163	藤岡市議原柴原	スギ	59									
50	藤岡市議原柴原	1164	128	1164	藤岡市議原柴原	スギ	59	別添1の⑨参照	別添2の⑩参照	集R7-10																				
51	藤岡市議原根際	924	127	924	藤岡市議原根際	スギ	74	2026.3.13	15年 (2040.12.9)	別添1の⑩参照	別添2の⑩参照	集R7-11																		
52	藤岡市議原屋敷	1137	128	1137	藤岡市議原屋敷	スギ	77																							
53	藤岡市議原根際	945-2	127	945-2	藤岡市議原根際	スギ	82	0.17	山林	3	148	128	1134	藤岡市議原屋敷	1135	128	128	1135	藤岡市議原屋敷	148	128	148	128	148	146	128	146	1133-1	藤岡市議原屋敷	
54						スギ	88																							4

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		新井雅博		(住所又は所在地)		備考			
		(丙)	(乙)	多野東部森林組合	代表理事組合長	新井雅博	藤岡市長	新井雅博	群馬県藤岡市藤岡3117番地の1		群馬県藤岡市中栗須327番地		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の開始	経営管理実施権の期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法
58	藤岡市議原屋敷	1133-2	128	146	山林	0.29	スギ	63			別添2の⑩参照	別添2の⑩参照	集R7-11
59	藤岡市議原屋敷	1139甲	128	142	山林	0.07	スギ	83			別添1の⑫参照	別添2の⑫参照	集R7-12
60	藤岡市議原屋敷	1146	128	126	山林	0.54	スギ	64			別添1の⑬参照	別添2の⑬参照	集R7-13
61				127				77					
62	藤岡市議原柴原	1156	128	126	山林	0.16	スギ	64	2026.3.13	15年 (2040.12.9)		別添2の⑭参照	集R7-14
63	藤岡市議原屋敷	1149	128	125	山林	0.07	スギ・ヒノキ・広葉樹	63					
64	藤岡市議原屋敷	1150	128	124	山林	0.11	スギ	71			別添1の⑭参照	別添2の⑭参照	
65				125				63					
66	藤岡市議原屋敷	1152	128	125	山林	0.04	スギ	63					
67	藤岡市議原屋敷	1153	128	125	山林	0.03	スギ	63					

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		（氏名又は名称）		代表理事組合 新井利明		（住所又は所在地）						
		（丙）	（乙）	多野東部森林組合	新井利明	群馬県藤岡市藤岡3117番地の1	群馬県藤岡市中栗須327番地							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	乙に支払われるべき 金銭がある場合にお ける当該金銭(E) の額の算定方法	備考
68	藤岡市議原屋敷	1151乙	128	125	山林	0.09	スギ	63			別添2の⑭参照			集R7-14
69	藤岡市議原屋敷	1151甲	128	125	原野	0.33	スギ	63			別添1の⑩参照			
70	藤岡市議原柴原	1165	128	190	畑	0.06	スギ	59			別添1の⑩参照			
71	藤岡市議原柴原	1166	128	186	山林	0.11	スギ	60	2026.3.13	15年 (2040.12.9)	別添1の⑩参照	別添2の⑮参照		集R7-15
72				187				71						
73	藤岡市議原柴原	1167	128	151	山林	0.11	スギ	72			別添1の⑩参照	別添2の⑮参照		集R7-16
74				186				60						
75	藤岡市議原屋敷	1148	128	121	山林	1.32	スギ	56			別添1の⑩参照			集R7-17
76	藤岡市議原拍ヶ舞	1828-1	129	99	畑	0.27	スギ・ ヒノキ	63			別添1の⑩参照			集R7-18
77	藤岡市議原拍ヶ舞	1851	129	78	畑	0.12	スギ	59			別添1の⑩参照			集R7-19

群馬県藤岡市議原屋敷及び畑

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配R7-1	経営管理実施権の設定を受ける者		経営管理実施権の設定を受ける森林(A)		経営管理実施権の開始		経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
		(丙) 経営管理実施権の設定を受ける者	(丁) 経営管理実施権の設定を受ける者	小班	林地	面積 ha	現況樹種					
78	藤岡市譚原柏ヶ舞	1884	129	74-2	山林	0.01	スギ	69	別添1の⑩参照	別添2の⑭参照		集R7-19
79	藤岡市譚原柏ヶ舞	1854-1	129	87	山林	0.05	スギ	84	別添1の⑫参照	別添2の⑯参照		集R7-20
80	藤岡市譚原柏ヶ舞	1854-2	129	86	山林	0.18	スギ	62				
81	藤岡市譚原柏ヶ舞	1856	129	38	山林	0.15	スギ・ヒノキ	76	別添1の⑫参照	別添2の⑯参照		集R7-21
82				41				62				
83	藤岡市譚原柏ヶ舞	1885	129	74-2	畑	0.10	スギ	69	別添1の⑫参照	別添2の⑯参照		集R7-22
84				75-2				74				
85				76				66				
86				77				66				

(住所又は所在地)
群馬県藤岡市藤岡3117番地の1

(所在地)
群馬県藤岡市中栗須327番地

(氏名又は名称)
多野東部森林組合 代表理事組合長 新井 利 明

(名称)
藤岡市長 新井 雅 博

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)						Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢			
1	藤岡市議原瀬白井	454-1	127	158	山林	スギ	71	別添3の①参照		集R7-1	
2				159			54				
3	藤岡市議原瀬白井	454-2	127	159	山林	スギ・ヒノキ	54				
4	藤岡市議原瀬白井	454-3	127	159	山林	スギ・ヒノキ	54				
5	藤岡市議原根際	686乙	127	157	山林	スギ	73				
6	藤岡市議原根際	686甲	127	157	山林	スギ	73				
7	藤岡市議原根際	883	127	6	山林	スギ	81				
8	藤岡市議原根際	892	127	32-2	山林	スギ	55				
9	藤岡市議原瀬白井	456	127	163	山林	ヒノキ	54				
10	藤岡市議原瀬白井	464	127	162-2	山林	ヒノキ	48				別添3の②参照

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)					Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種				現況林齢
11	藤岡市譲原根際	803	127	119	保安林	0.01	スギ	77			集R7-2
12	藤岡市譲原根際	922-2	127	29	山林	0.07	スギ	76			
13	藤岡市譲原柴原	1202	128	206	山林	0.38	スギ	66			
14	藤岡市譲原瀬白井	457	127	162-1	山林	0.15	スギ・ヒノキ	96			
15				163			ヒノキ	54			
16	藤岡市譲原瀬白井	458	127	162-1	山林	0.16	スギ・ヒノキ	96			
17	藤岡市譲原瀬白井	460	127	162-2	畑	0.03	ヒノキ	48			
18	藤岡市譲原瀬白井	462	127	162-2	畑	0.01	ヒノキ	48			
19	藤岡市譲原瀬白井	466	127	162-2	畑	0.07	スギ	59			集R7-3

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づき森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)					Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種				現況林齢
20				120			スギ	94			
21	藤岡市議原根際	797	127	127-1	山林	0.02	広葉樹・スギ	48			
22				127-2			広葉樹・スギ	48			
23	藤岡市議原根際	798	127	120	山林	0.01	スギ	94			
24				127-1			スギ	48			
25	藤岡市議原根際	799	127	127-1	山林	0.02	スギ	48			
26	藤岡市議原柴原	1159	128	192	山林	0.10	スギ	84			
27	藤岡市議原柴原	1160	128	192	山林	0.04	スギ	84			
28	藤岡市議原柴原	1161	128	192	山林	0.05	スギ	84			集R7-3

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考					
番号	所在	地番	林班				小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢
29	藤岡市譚原根際	688	127	148	山林	0.32	スギ	72	別添3の④参照		集R7-4
30	藤岡市譚原根際	689	127	148	山林	0.05	スギ	72			
31	藤岡市譚原柴原	1188	128	175	山林	0.68	スギ	81			
32	藤岡市譚原根際	888	127	34	山林	0.06	スギ	76	別添3の⑤参照		集R7-5
33	藤岡市譚原根際	891	127	32-1	山林	0.15	スギ	55			
34	藤岡市譚原根際	878乙	127	7	山林	0.00	スギ	64			
35	藤岡市譚原根際	882	127	7	山林	0.08	スギ	64	別添3の⑥参照		集R7-6
36	藤岡市譚原根際	887	127	41	山林	0.04	スギ	86			
37	藤岡市譚原根際	946	127	2	山林	0.11	ヒノキ	50			

※藤岡市譚原根際878乙の面積は0.0082haです。

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号に記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

番号	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)						Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢			
38	藤岡市議原根際	884	127	36	山林	0.04	スギ	74			集R7-7
39				37			スギ	83			
40	藤岡市議原根際	885	127	35	山林	0.05	スギ	76			集R7-8
41				37			スギ	83			
42	藤岡市議原根際	941	127	7	山林	0.01	スギ	64			集R7-8
43				37			スギ	83			
44	藤岡市議原根際	889	127	34	山林	0.16	スギ	76			集R7-9
45				37			スギ	83			
46	藤岡市議原根際	890	127	33	原野	0.05	スギ	84			集R7-9
47				34			スギ	76			

(1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。

(2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

(3) 備考欄には、経営管理集積計画の整理番号を記載すること。

(4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者と元の森林所有者との氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考				
番号	所在	地番	林班				小班	地目	面積 ha	現況樹種
48	藤岡市譲原根際	940	127	8	山林	0.26	スギ	86	別添3の㊸参照	集R7-9
49	藤岡市譲原柴原	1163	128	190	山林	0.03	スギ	59		
50	藤岡市譲原柴原	1164	128	190	山林	0.16	スギ	59		
51	藤岡市譲原根際	924	127	31	山林	0.10	スギ	74	別添3の㊸参照	集R7-10
52	藤岡市譲原屋敷	1137	128	144	山林	0.04	スギ	77		
53	藤岡市譲原根際	945-2	127	3	山林	0.17	スギ	82	別添3の㊸参照	集R7-11
54				4			スギ	88		
55	藤岡市譲原屋敷	1134	128	148	山林	0.53	スギ	65		
56	藤岡市譲原屋敷	1135	128	148	山林	0.24	スギ	65		
57	藤岡市譲原屋敷	1133-1	128	146	山林	0.11	スギ	63		

(1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

(3) 備考欄には、経営管理集積計画の整理番号を記載すること。

(4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理集積計画に基づき森林の場合、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。とともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)				Aの森林所有者(甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目				面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地
58	藤岡市譲原屋敷	1133-2	128	146	山林	0.29	スギ	63	[Redacted]	[Redacted]	集R7-11	
59	藤岡市譲原屋敷	1139甲	128	142	山林	0.07	スギ	83			集R7-12	
60	藤岡市譲原屋敷	1146	128	126	山林	0.54	スギ	64			別添3の⑬参照	集R7-13
61				127			スギ	77				
62	藤岡市譲原柴原	1156	128	126	山林	0.16	スギ	64			別添3の⑬参照	集R7-13
63	藤岡市譲原屋敷	1149	128	125	山林	0.07	スギ <small>スギ・ヒノキ・広葉樹</small>	63				
64	藤岡市譲原屋敷	1150	128	124	山林	0.11	スギ	71			別添3の⑬参照	集R7-14
65				125			スギ	63				
66	藤岡市譲原屋敷	1152	128	125	山林	0.04	スギ	63			別添3の⑬参照	集R7-14
67	藤岡市譲原屋敷	1153	128	125	山林	0.03	スギ	63				

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づき森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)		Aの森林所有者 (甲)				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目				面積 ha	現況樹種
68	藤岡市譲原屋敷	1151乙	128	125	山林	0.09	スギ	63	別添3の⑭参照	集R7-14
69	藤岡市譲原屋敷	1151甲	128	125	原野	0.33	スギ	63		
70	藤岡市譲原柴原	1165	128	190	畑	0.06	スギ	59	別添3の⑮参照	集R7-15
71	藤岡市譲原柴原	1166	128	186	山林	0.11	スギ	60		
72				187			スギ	71		
73	藤岡市譲原柴原	1167	128	151	山林	0.11	スギ	72	別添3の⑯参照	集R7-16
74				186			スギ	60		
75	藤岡市譲原屋敷	1148	128	121	山林	1.32	スギ	56	別添3の⑰参照	集R7-17
76	藤岡市譲原柏ヶ舞	1828-1	129	99	畑	0.27	スギ・ヒノキ	63		
77	藤岡市譲原柏ヶ舞	1851	129	78	畑	0.12	スギ	59	別添3の⑱参照	集R7-18
									別添3の⑲参照	集R7-19

(1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

(3) 備考欄には、経営管理集積計画の整理番号を記載すること。

(4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者と元の森林所有者との氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										Aの森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
78	藤岡市議原柏ヶ舞	1884	129	74-2	山林	0.01	スギ	69			別添3の㉑参照	集R7-19	
79	藤岡市議原柏ヶ舞	1854-1	129	87	山林	0.05	スギ	84					
80	藤岡市議原柏ヶ舞	1854-2	129	86	山林	0.18	スギ	62					
81	藤岡市議原柏ヶ舞	1856	129	38	山林	0.15	スギ・ヒノキ	76					
82				41			スギ・ヒノキ	62					
83	藤岡市議原柏ヶ舞	1885	129	74-2	畑	0.10	スギ	69					
84				75-2			74						
85				76			66						
86				77			スギ	66				集R7-22	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者 (丙)

権利の設定をする市町村 (乙)

群馬県藤岡市藤岡3117-1

多野東部森林組合 代表理事組合長

新井 利明 印

群馬県藤岡市中栗須327

藤岡市長 新井 雅博

印

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益と補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収すること、当該森林において経営管理が行われなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権について承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあるときと認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合(10)に掲げる事項による場合を除く。)は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(13) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
①	藤岡市譲原瀬白井	454-1	127	168	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				159	
		454-2		159	
	454-3	159			
		686乙	157		
		686甲	157		
		883	6		
		892	32-2		
		456	163		
		464	162-2		
②	藤岡市譲原瀬白井	803	127	119	
		922-2		29	
	藤岡市譲原柴原	1202	128	206	
③	藤岡市譲原瀬白井	457	127	162-1	
				163	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在	地番	林班	小班			
③	藤岡市議原瀬白井	458	127	162-1	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
		460		162-2			
		462		162-2			
		466		162-2			
	藤岡市議原根際	797	120	127-1			
		798	120	127-2			
			799	120			127-1
	藤岡市議原柴原	1159	128	192			127-1
		1160		192			
		1161		192			
④	藤岡市議原根際	688	127	148			
		689		148			

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
④	藤岡市譲原柴原	1188	128	175	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
		888		34	
⑤	藤岡市譲原根際	891	127	32-1	
		878乙		7	
⑥	藤岡市譲原根際	882		7	
		887	127	41	
		946		2	
⑦	藤岡市譲原根際	884	127	36	
				37	
⑧	藤岡市譲原根際	885	127	35	
				37	
				7	
⑨	藤岡市譲原根際	889	127	34	
				37	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
⑨	藤岡市譲原根際	890	127	33	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				34	
		940	190	8	
				1163	
⑩	藤岡市譲原柴原	1164	127	31	
				924	128
		1137	127	3	
				945-2	4
⑪	藤岡市譲原屋敷	1134	128	148	
				1135	148
		1133-1	128	146	
				1133-2	146
⑫	藤岡市譲原屋敷	1139甲	128	142	

別添 1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班		
⑬	藤岡市譲原屋敷	1146	128	126	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
				127		
	藤岡市譲原柴原	1156	126			
	1149	125				
⑭	藤岡市譲原屋敷	1150	128	124		
				125		
		1152		125		
		1153		125		
		1151乙		125		
1151甲	125					
⑮	藤岡市譲原柴原	1166	128	190		
				186		
				187		
⑯	藤岡市譲原柴原	1167	128	151		
				186		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森林			経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班		
⑰	藤岡市譲原屋敷	1148	128	121	○ 対象森林の全部又は一部について、間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回以上実施する。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
⑱	藤岡市譲原柏ヶ舞	1828-1	129	99		
⑲	藤岡市譲原柏ヶ舞	1851 1884	129	78 74-2		
⑳	藤岡市譲原柏ヶ舞	1854-1 1854-2	129	87 86		
㉑	藤岡市譲原柏ヶ舞	1856	129	38 41		
㉒	藤岡市譲原柏ヶ舞	1885	129	74-2 75-2 76 77		

別添 2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班
藤岡市譲原瀬白井	454-1		158
			159
	454-2		159
			159
	454-3		159
686乙	127	157	
藤岡市譲原根際	686甲		157
	883		6
	892		32-2
藤岡市譲原瀬白井	456		163
	464	127	162-2
藤岡市譲原根際	803		119
	922-2		29
藤岡市譲原柴原	1202	128	206
藤岡市譲原瀬白井	457	127	162-1
			163

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

- (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
 (3. 伐採等に要する経費の算定方法)
 ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売における経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
 (4. 留意事項)
 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

①

②

③

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班
藤岡市議原白井	458		162-1
			162-2
	460		162-2
			162-2
	466		162-2
			120
藤岡市議原根原	797		127-1
			127-2
	798		120
			127-1
	799		127-1
			192
藤岡市議原柴原	1160	128	192
			192
	1161		192
			148
	689		148
			148

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

- (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
- 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
 - 木材の販売収益の額の算定方法)
 - 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
 - (3. 伐採等に要する経費の算定方法)
 - 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
 - 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
 - (4. 留意事項)
 - 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

③

④

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班
④ 藤岡市譲原柴原	1188	128	175
	888		34
	891	127	32-1
⑤ 藤岡市譲原根際	878乙		7
	882		7
⑥ 藤岡市譲原根際	887	127	41
	946		2
⑦ 藤岡市譲原根際	884	127	36
			37
⑧ 藤岡市譲原根際	885		35
		127	37
	941		7
⑨ 藤岡市譲原根際	889	127	34
			37

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)

○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

(2. 木材の販売収益の額の算定方法)

○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(3. 伐採等に要する経費の算定方法)

○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合に於ける木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(4. 留意事項)

○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
	所在	地番	林班	小班	
⑨	藤岡市藤原根原	890	127	33	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けたに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
				34	
		8			
		190			
⑩	藤岡市藤原柴原	1163	128	190	
		1164		190	
⑪	藤岡市藤原根原	924	127	31	
				1137	
	藤岡市藤原屋敷	945-2	127	3	
				4	
藤岡市藤原屋敷	1134	148	148	148	
				1135	
	1133-1	146	146	146	
				1133-2	
⑫	藤岡市藤原屋敷	1139甲	128	142	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班
⑬ 藤岡市譲原屋敷	1146	128	126
			127
	1156	126	
⑭ 藤岡市譲原屋敷	1149	125	125
			124
	1150	125	
⑮ 藤岡市譲原柴原	1165	128	125
			125
	1166	186	187
			151
⑯ 藤岡市譲原柴原	1167	128	186

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

- (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
- 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
 - (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
 - 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
 - (3. 伐採等に要する経費の算定方法)
 - 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
 - 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
 - (4. 留意事項)
 - 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班
⑰ 藤岡市譲原屋敷	1148	128	121
	1828-1	129	99
⑱ 藤岡市譲原柏ヶ舞	1851	129	78
	1884		74-2
⑳ 藤岡市譲原柏ヶ舞	1854-1		87
	1854-2	129	86
㉑ 藤岡市譲原柏ヶ舞	1856	129	38
			41
㉒ 藤岡市譲原柏ヶ舞	1885	129	74-2
			75-2
			76
			77

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなおお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)

○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。

(2. 木材の販売収益の額の算定方法)

○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(3. 伐採等に要する経費の算定方法)

○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売における木材の経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。

(4. 留意事項)

○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
所在	地番	林班	小班
① 藤岡市譲原瀬白井	454-1		158
			159
	454-2		159
	454-3		159
	686乙	127	157
	686甲		157
② 藤岡市譲原根際	883		6
	892		32-2
	456		163
	464		162-2
③ 藤岡市譲原瀬白井	803	127	119
	922-2		29
藤岡市譲原柴原	1202	128	206
	457	127	162-1
			163

<時期>
 ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
 <相手方及び方法>
 ○ 次の支払先に支払うものとする。
 (支払先) 甲の指定する口座

別添 3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
所在	地番	林班	小班
藤岡市議原瀬白井	458		162-1
	460		162-2
	462		162-2
	466		162-2
藤岡市議原根際	797	127	120
			127-1
			127-2
	798		120
藤岡市議原柴原	799		127-1
	1159		192
	1160	128	192
藤岡市議原根際	1161		192
	688		148
	689	127	148

<時期>
 ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
 <相手方及び方法>
 ○ 次の支払先に支払うものとする。
 (支払先) 甲の指定する口座

③

④

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

		対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在	地番	林班	小班	<時期>		
④	藤岡市譚原柴原	1188	128	175	○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座		
		888		34			
⑤	藤岡市譚原根際	891	127	32-1			
		878乙		7			
⑥	藤岡市譚原根際	882		7			
		887	127	41			
		946		2			
⑦	藤岡市譚原根際	884	127	36			
				37			
⑧	藤岡市譚原根際	885	127	35			
				37			
				7			
⑨	藤岡市譚原根際	889	127	34			
				37			

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
所在	地番	林班	小班
⑨ 藤岡市藤原根際	890	127	33
	940		34
藤岡市藤原柴原	1163	128	190
	1164		190
⑩ 藤岡市藤原根際	924	127	31
藤岡市藤原屋敷	1137	128	144
	945-2	127	3
			4
⑪ 藤岡市藤原屋敷	1134	128	148
	1135		148
	1133-1	146	
	1133-2	146	
⑫ 藤岡市藤原屋敷	1139甲	128	142

<時期>

○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
所在	地番	林班	小班	＜時期＞	
⑬ 藤岡市議原屋敷	1146	128	126	○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	
			127		
藤岡市議原柴原	1156		126	＜相手方及び方法＞ ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
			125		
⑭ 藤岡市議原屋敷	1152	128	124		
			125		
			125		
			125		
			125		
⑮ 藤岡市議原柴原	1166	128	190		
			186		
			187		
⑯ 藤岡市議原柴原	1167	128	151		
			186		

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

		対象森林			丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
		所在	地番	林班	小班	
⑰	藤岡市譲原屋敷	1148		128	121	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
⑱	藤岡市譲原柏ヶ舞	1828-1		129	99	
⑲	藤岡市譲原柏ヶ舞	1851			78	
		1884		129	74-2	
⑳	藤岡市譲原柏ヶ舞	1854-1			87	
		1854-2		129	86	
㉑	藤岡市譲原柏ヶ舞	1856			38	
					129	
㉒	藤岡市譲原柏ヶ舞	1885			74-2	
					75-2	
					76	
					77	